

条例第6条第5項（特別規制地域に掲出できる案内広告物）の基準

ア 野立てのもの

(ア) 案内図板等

- a 事業所等が主要な道路に接していない場合その他のやむを得ない場合に当該事業所等へ案内し、又は誘導するために表示し、又は設置するものであること。
- b 案内図板等の設置場所から、当該案内図板等に表示されている全ての事業所等の敷地までの道のりが、10キロメートル以内のものであること。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。
- c 電飾設備には、動光、点滅照明、ネオン照明、光源が露出した物（案内広告を直接照らすものを除く。）その他これらに類するものを使用しないものであること。
- d 案内広告は、案内し、又は誘導する事業所等の名称、矢印、距離等必要最小限の表示とし、サービス内容、商品名、住所、電話番号等又は案内し、若しくは誘導するための地図の表示のないものであること。ただし、病院又は診療所については、診療科目を表示できるものとする。
- e 写真、絵（商標を除く。）の表示のないものであること。
- f 案内広告の地の色彩が、明度3以上、かつ、彩度8以下のものであること。
- g 別図のE点、F点、G点及びH点で囲まれた区域に、別の野立ての案内図板等が掲出されていない、又は掲出される予定がないものであること。
- h 高さが、地上5メートル以下であるものであること。
- i 案内広告の表示面積が3平方メートル以内であり、かつ、片面のみの表示であるものであること。ただし、当該案内広告と同一の寸法及び形状の案内広告を、それぞれの裏側が見えないように表示する場合に限り、

当該案内広告が表示される面の裏側に案内広告を表示することができる。

j 案内広告に表示された矢印、距離その他の案内又は誘導を目的とした表示の部分の面積の合計が当該案内広告の表示面積の3分の1以上であり、かつ、当該案内又は誘導を目的とした表示の部分には、それ以外の文字を表示しないものであること。

k iの規定にかかわらず、5以上の者が協同で表示する場合にあっては、案内広告の表示面積が10平方メートル以内、1者当たりの表示の部分の面積が2平方メートル以内であり、かつ、片面のみの表示であるものであること。ただし、当該案内広告と同一の寸法及び形状の案内広告を、それぞれの裏側が見えないように表示する場合に限り、当該案内広告が表示される面の裏側に案内広告（5以上の者が協同で表示するものであって、1者当たりの表示の部分の面積が2平方メートル以内のものに限る。）を表示することができる。

(イ) 道路法施行令第7条第1号の標識

道路法第32条の規定により道路の占用の許可を受けたもの又は同法第35条の規定により道路の占用を認められたものであること。

イ 電柱、街灯柱その他これらに類するもの（消火栓標識柱を除く。）を利用するもの

(ア) 突き出すもの

a 表示規格は、縦1.2メートル以下、横0.4メートル以下であること。

b 下端は、歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地上2.5メートル以上、歩道と車道の区別のない道路上では地上4.7メートル以上であること。

c 個数は、1本につき1個であること。

(イ) 巻き付けるもの

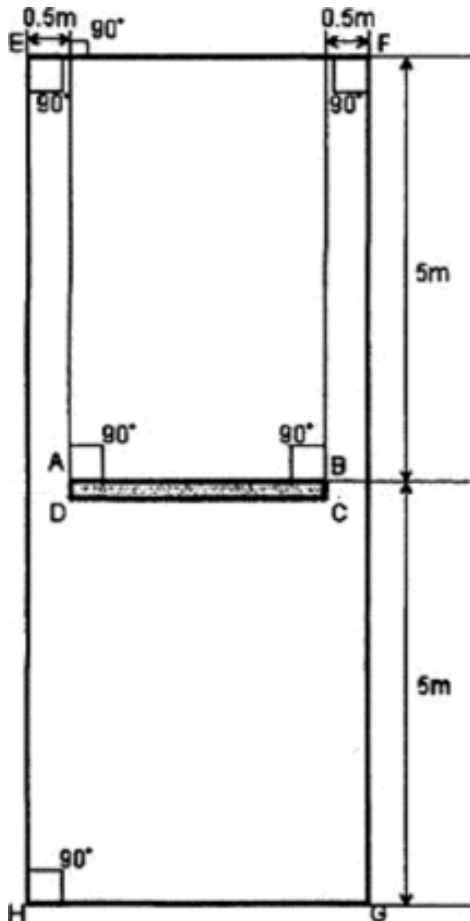
1本当たりの表示面積の合計は、1平方メートル以内であること。

ウ 消火栓標識柱につりさげるもの

(ア) 表示規格は、縦0.4メートル以下、横0.8メートル以下であること。

- (イ) 下端は、歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地上2.5メートル以上、歩道と車道の区別のない道路上では地上4.7メートル以上であること。
- (ウ) 個数は、1本につき1個であること。

別図



備考

A点、B点、C点及びD点で囲まれたものは、案内図板等とする。

- 3 1及び2の基準に適合しない広告物又は掲出物件にあつては、これらを表示し、又は設置する特別の必要があり、かつ、良好な景観を形成し、又は風致を維持するとともに、公衆に対する危害を防止する上で支障のないものであること。